

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

8月11日(土)~15日(水)

まで

夏季休業いたします。

ご迷惑をおかけしますが
よろしく願いいたします。



8月の税務・労務

6月決算法人の確定申告	8月中の
12月決算法人の中間申告	決算応答日
3,9,12月決算法人の消費税中 間申告(年税額400万円超)	月末の場合 8月31日(水)
・社会保険料・児童手当拠出金 (7月分)の納付期限	8月31日(水)
・源泉所得税、特別徴収税額 (7月分)の納付期限	8月10日(水)



8月の行事・業務案内

- 6(土) 広島平和記念日
- 7(日) 立秋
全国高校野球選手権大会開幕
- 9(火) 長崎原爆の日
- 12(金) 徳島阿波踊り
- 15(月) 終戦記念日
- 16(火) 京都大文字送り火

当事務所が行っている業務

税務申告作成／税務経理相談／決算節税対策
／税務調査立会い／記帳代行業務／給与計算／
／会計ソフト導入支援／保険相談／資金調達相
談／経営相談／経営計画作成／起業支援／事業
承継／相続対策／相続手続き代行／成年後見人

現職・国税庁職員が、週刊朝日に圧力 報道すると税務調査！

元国税庁長官の妻が、夫の現役時代の脱税、職権濫用、情報漏えいなどの数々の非行を暴露しました。この元国税庁長官は大武健一郎という、大阪国税局長も経験した人物で、TVで大々的に宣伝されているTKCの会長です。今回の報道で、要職を全て退任し、今では姿をくらましていない。TKCのCMも消えてしまった。

元国税庁長官の悪行はひどい。職権を使って、知人の確定申告の内容を部下に調べさせ、その写しを自宅に持ち帰って保管していたような。個人情報保護が叫ばれて久しいが、彼らには縁遠い感覚らしい。

さらに戸籍上の妻がいながら、お妾さんを父の

養子、つまり義理の妹にして別家で同居。脱法重婚を実践するなど倫理観のかけらもない。

自分の講演謝礼を懐に入れて申告もしなかった。脱税に対し平気だった。

さらに将来は年金制度が潰れるから子どもの国民年金保険料を払うなど家族に指示していた。

極めつけは、元部下で調査部の統括官が週刊朝日に大武氏と同行し、記事を出したら税務調査をするという。当の統括官は、このことが表沙汰になって、退職するらしいと風の噂が伝わる。ちよつとまって、これは懲戒免職でしょう。

そして大武氏は主税局で消費税を導入してきた人物。うーん、納得がいけない！

前代未聞！
元国税庁長官が脱税・脱法重婚・年金不払いだって？

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
URL: http://kskj.jp

税理士法人京阪総合会計事務所／京阪総合経営(保険取扱)
【取次会社】(生命保険) 大同、(ビジネス) MJS、弥生会計
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

今号の紙面 ○ 消費税導入の元国税庁長官が脱税！

○毎年増税・・・ ○さよなら原発 ○松谷コラム

○給与の支給日と復興特別所得税 ○交際費の税務

○顧問先(ほのか様)ご紹介 ○Q&A 住宅取得等資金の贈与

『増税』カレンダー

2012年	6月	【1】児童手当に所得制限
		【2】住民税の年少扶養控除廃止
	8月	【3】東電の電気料金値上げ
	10月	【4】厚生年金保険料増額
		【5】地球温暖化対策税(環境税)の導入
2013年	1月	【6】復興のための臨時増税
		【7】給与所得控除に上限
		【8】退職金住民税控除廃止
	4月	【9】国民保険料増額
	10月	【10】厚生年金保険料増額
2014年	1月	【11】株式などの配当、譲渡益の税率up
	4月	【12】消費税8パーセント
		【13】国民年金保険料増額
	6月	【14】復興臨時住民税スタート
	10月	【15】厚生年金保険料増額
2015年	4月	【16】国民年金保険料増額
	10月	【17】消費税10パーセント

毎年毎年、負担がどんどん増えつつ・・・

左の表を見て欲しい。

参議院で審議されている消費税増税法案も含めた増税カレンダーである。増税といっても、社会保険なども含めた国民負担の増額予定スケジュールである。

将来世代に負担を残さないためっていわれても、今の世代が生き残れるのか？

原発中心の電源から 自然エネルギー方の電源へ

正田税理士が炎天下の中、17万人が参加したさよなら原発10万人集会に参加しました。原発被害が発生すれば、故郷を奪われ、消えない健康被害が心配。人類



山本太郎さんと偶然出会いました



の生き死にの問題に黙っていられませんでした。



政治はだれのものか

松谷 正俊

長らく国民に背を向けた政治を続けていた自公政権ですら、手をつけられなかった消費税増税法案が先日、衆議院を通過した。過半数の国民が反対しているにもかかわらずである。

危険な新型輸送機オスプレイの日本上陸についてもアメリカの言いなりになって同意した。

やはり多数の国民の不安を無視してである。

さらに大飯原発の再稼働についても、国民の反対世論沸騰の中で、早々とゴーサイン。さすがにここまでくると多くの心ある国民はだまっていられない。

「これ以上、民主党政権の国民無視は許されない」と去る7月16日、大江健三郎氏や坂本龍一氏などの呼びかけのもと、十七万人もの人々が「原発なくせ十万人集会」に集まった。首相官邸には毎週金曜日に多くの国民が押しかけている。国民に背を向けた悪政はいつまでも続くわけではない。

給与の「支給日」と復興特別所得税・課税はいつ？

ポイントとは就労規則で定める支払日

平成25年分の給与から復興特別所得税が課せられます。

例えば、月末締め翌月15日支給日の会社の場合、平成24年12月分の給与を平成25年1月15日に支払います。

12月の労働の対価として支払う給与であるため、支給日が25年1月15日であっても復興税は課せられないと考えますが、税務上は、25年の給与となり、支払時に復興税も併せて源泉徴収しなければなりません。

復興税の対象となる給与か否か、そもそもいつの年分の給与となるのかは「収入すべき金額」が確定する「支給日」がポイントとなります。

所得税法上、所得税の計算の基となる収入金額は、収入すべき金額とされています。収入すべき金額とは、実際に受ける収入だけでなく、受けることが確定している未収の収入も含まれ、収入としての権利が確定した金額のことです。

では、「収入すべき金額」がどの時期に確定するのかというと、各種所得に

よって異なりますが、給与所得であれば、基本的に、就業規則等で決められた「支給日」とされています。

つまり、税務上は、収入すべき金額が確定する「支給日」が到来した時点で、社員の給与収入が確定するため、いつの年分の給与となるのかは、いつ支払われるかということと関係なく、24年12月分の給与であっても「支給日」

改めて考える交際費の税務

「飲食店」の市場規模は縮小傾向にあり、日本全体の苦しい現状を指し示す結果でもある。企業が交際費削減のために、得意先や仕入先との接待などで外食する機会を減らし、法人交際費が年々減少している。

ただ、売上高のうちテイクアウト比率が半分を超える料理品小売業者だけは、規模を拡大している。では、料理品小売業者を会社が利用して飲食した場合、税務上はどのように処理すればよいのか？

例えば、会社の創立記念日などで配達専門店や弁当販売店などを使い、社員全員で飲食をした場合や会議時に飲食した場合、原則、福利厚生費や会議費となる。

では、得意先や仕入先に対して配達専門店や弁当販売店などを使い、飲食物を差し入れた場合はどうなる

の属する年が25年であれば、25年分の給与として取扱ひ、復興税が課せられることとなります。一方で、就業規則等で「支給日」が決められているにも拘わらず、資金繰りの都合等により、本来の支給日に支払うことができないということ、例えば24年12月25日に支払うはずだった給与を25年1月6日に支払う場合、支払日が25年1月6日であっても、「支給日」の24年12月25日時点で、社員の給与収入として確定しているため、24年分の給与となり、復興税は課せられず、本税と併せて源泉徴収する必要はありません。

のか？

ここで改めて確認したいのが、「ひとり当たり5千円以下の一定の飲食費」が交際費の範囲から除かれる、いわゆる5千円特例だ。

得意先に飲食物の詰め合わせを贈答した場合、その費用に5千円特例は適用されない。中元や歳暮同様「飲食その他これに類する行為」に含まれないと考えられ、交際費となる。

一方で料理品小売業者を使って取引先に弁当の差し入れをする場合は扱いが異なる。社員が他社への接待で飲食したわけではないが、「飲食その他これに類する行為」とみなされて5千円特例が適用できる。

ただし、この場合差し入れ後に得意先で相応の時間内に飲食することが想定されるものに限られる。

障害者訪問看護に特化 看護師が訪問するから安心!



一般社団法人

ほのか

訪問看護ステーション

〒573-0016

大阪府枚方市村野本町14番33号
サンブレーネ14号

TEL/FAX 072-380-8339

http://www.eonet.ne.jp/~honoka-h

**心の病で外に出られない。でも、治療が必要
そんな時、訪問看護を利用すれば便利**

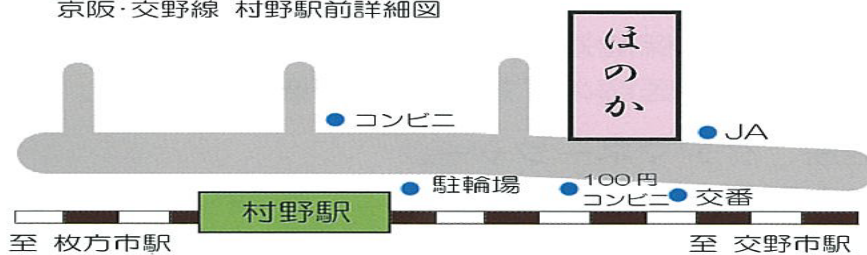
障害者訪問看護に特化した「訪問看護ステーションほのか」は、保健師・看護師などの有志で一般社団法人として設立しました。活動は枚方市・寝屋川市・交野市・守口市・門真市などで、北河内一円を事業エリアにしています。

訪問看護の対象となる方は
①かかりつけ医師が、訪問看護を必要と認めた方
②こころの病をもたれ、病状や生活上支援が必要な方
などです。

また、介護・生活に係わる心配事、悩みなどの相談、手続き等のアドバイス・支援などもされています。

ご利用するには、医療・介護保険適応の訪問看護には、かかりつけ医師の「指示書」が必要です。詳しくは、主治医、ケアマネージャー、ほのか訪問看護ステーションにご相談下さい。

京阪・交野線 村野駅前詳細図



Q&A コーナー

消費税が上がる前に住宅を購入したい

Q 消費税率が上がる前に、住宅を購入したいのですが、住宅取得資金を親から贈与してもらった場合の非課税の特例はどうなっているのですか

A 拡充の上3年延長されています。

この特例は、20歳以上の者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて、その年の翌年3月15日までに自宅を新築し、居住の用に供したときは、住宅取得等資金のうち一定額までの金額について贈与税が非課税となるといふものです。昨年いっぱいで廃止となる予定でしたが、今年の税制改正で拡充された上、3年間延長されました。非課税限度額は次の通りです。

- ① 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
 - 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……1500万円
 - 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……1200万円
 - 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……1000万円
 （東日本大震災の被災者は1500万円）
- ② ①以外の住宅用家屋の場合
 - 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……1000万円
 - 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……700万円
 - 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者……500万円
 （東日本大震災の被災者は1000万円）